

令和3年度丹波市における障害者就労施設等からの物品等の調達 の推進を図るための方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、丹波市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定めるものとする。

2 定義

この方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

3 物品等の調達の推進に関する基本的方向

雇用・就業は、障がい者の自立の促進のために重要な柱であることから、障がい者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障がい者の多様な就業の機会を確保することが必要である。

このような観点から、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要を増進し、経営基盤の強化を図ることが重要であり、丹波市が自ら率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、民間事業者へも取組みの輪を広げるものとする。

4 物品等の調達目標

障害者就労施設等から調達する物品等及び目標額は次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 物品（啓発用物品等） | 15万円 |
| (2) 役務（印刷、清掃、封入、押印作業等） | 350万円 |

5 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等の提供可能な物品等については、健康福祉部障がい福祉課が窓口として各部署への情報提供を行い、可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令、丹波市財務規則等関係規定に従い、随意契約方式を活用する。
- (3) 複数の障害者就労施設等が提供可能な物品等については、丹波市障害者就労支援事業所協議会を介した調達の推進に努める。（ただし、丹波市障害者就労支援事業実施要綱（平成24年丹波市告示第821号）第5条第3号に規定する庁内作業所運営事業に係る市役所内軽作業業務を除く。）

6 調達実績の公表

調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

7 担当窓口

この方針の担当窓口は、健康福祉部障がい福祉課とする。